

# 当日配布

庁議付議事案書

開催・平成28年7月27日

所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小俣 学		
件 名	東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例について				
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市体育施設等に関する条例施行規則			
部課機関					

## 1. 要旨

平成27年度に実施した使用料・手数料見直しの際、改正の必要はあるものの、平成28年度に再度検討することとしていた上仲原公園テニスコート利用料金について、平成28年度に上限額の見直しを実施した結果、改正の必要があることとなったため、下記のとおり利用料金の上限額を改正するものである。

### (1) 主な改正点

改正前 おとな「600円」、こども「300円」  
改正後 おとな「800円」、こども「400円」

### (2) 施行日

平成29年4月1日

### (3) 影響及び効果

- ①指定管理者が上限額で利用料金を定めた場合、平成27年度実績で1,159,800円の指定管理者の収入増となる為、来年度以降の指定管理料の見直しが必要となる。
- ②上限額の改正によっても近隣市の中では最低水準であることから、指定管理者が上限額で利用料金を定めた場合でも利用者数には大きな変化はないと考えている。

## 2. 経過(現時点に至るまでの経過)

- ・平成28年7月22日 平成28年第7回教育委員会定例会において、「東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に係る意見の申出」について、議決。
- ・文書課にて事前審査済。

## 3. 留意事項(問題点等)

特になし

## 4. 主管部処理案(検討結果等)

平成28年第3回東大和市議会定例会に議案として提案したい。

## 5. 審議結果

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。